

岩国市情報セキュリティ基本方針

1 目的

岩国市は、市民の個人情報、行政運営上重要な情報を多数取り扱っており、多くの業務が情報システムに依存している。これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、市民の利益を守り、行政を安定的に運営するため必要不可欠である。

本基本方針は、本市の保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、周辺機器、ネットワーク、ソフトウェア及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) マイナンバー利用事務系

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に係る情報システム及びデータをいう。

(9) L G W A N接続系

L G W A Nに接続された情報システム及びデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。

(10) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に係るインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(11) 通信経路の分割

L G W A N接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(12) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着がない等、安全が確保された通信をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、詐取等の脅威
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等の脅威
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等の脅威
- (4) 大規模又は広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等の脅威
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害による影響等の脅威

4 適用範囲

(1) 執行機関等の範囲

本基本方針が適用される執行機関等は、市長部局（各総合支所を含む。）、各行政委員会、議会（議員及び議会事務局）及び水道局とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ 情報システムの仕様書、ネットワーク図等のシステム関連文書

(3) ネットワークの範囲

本基本方針が適用されるネットワークは、市長部局が所管するネットワークとする。

(4) 適用除外

教育情報セキュリティポリシー等、別のセキュリティポリシーが適用される範囲については、本基本方針の適用を除外することができる。

5 職員等の遵守義務

次に掲げる職員のうち情報資産を取り扱う者（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリテ

ィポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

- (1) 市長、副市長、審議監、教育長、公営企業管理者、岩国市職員定数条例（平成 18 年条例第 36 号）第 1 条の規定に定める職員、再任用職員及びこれらと同等の身分を国、県又は同級他団体において有し派遣された職員（以下「正規職員等」という。）
- (2) 会計年度任用職員等の正規職員等以外の職員（以下「非常勤職員等」という。）

6 情報セキュリティ対策

3 の(1)から(5)までに掲げる脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講ずる。

(1) 組織体制

本市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を、その重要性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次に掲げる対策を講じる。

ア マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

イ L G W A N 接続系においては、通信経路の分割を行い、L G W A N と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムの両システム間で通信する場合には、無害化通信により実施する。

ウ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県及び市区町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、電算室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講ずる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講ずる。

(6) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講ずる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずるもの

とする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 業務委託とクラウドサービスの利用

業務委託をする場合には、委託事業者の選定後、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認するとともに、必要に応じて契約に基づいた措置を講じる。

クラウドサービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、その運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(9) 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合又は情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報、利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、情報セキュリティポリシーを見直す。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項、判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定するものとし、策定した基準は、原則として非公開とする。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとし、策定した手順は、原則非公開とする。